

防犯対策強化事業に係る共有部分の取扱いについて

既存高齢者施設等の防犯対策強化事業を実施するにあたり、共有部分の取扱いについては、その補助対象面積を厳格に算定する必要があります。

つきましては、協議に際して、各階の平面図・求積図等の建物の各部分の面積が確認できる書類、その他必要な書類等の添付をお願いするとともに、別添2「防犯対策強化事業に係る面積確認シート」にご記入の上、ご提出ください。

なお、複合型施設における補助対象面積の確認手順については、以下にお示ししております。

■複合型施設の場合の確認手順

複合型施設における共有部分の面積の算定方法は、原則として、各施設の専有部分の面積比による按分とします。

- (1) 各施設の専有部分の面積及び共有部分（玄関や廊下、階段やエレベータ等）の有無を、平面図等の図面等により確認する。
- (2) 建物の総面積から、各施設の専有面積及び補助対象外部分の面積を引き、共有部分の面積を確定する。
- (3) 面積比按分により、補助対象に含める共有面積を算定する。
- (4) 専有部分の面積に、(3) で算定した共有面積を足して補助対象面積を確定する。

■面積按分の仕方の例

建物全体の総床面積 984.60㎡ (3階建て)

1階：屋内駐車場	100.00㎡ (補助対象外部分)
デイサービスセンター	228.20㎡ (補助対象外施設：①)
2階：認知症高齢者グループホーム	192.80㎡ (補助対象施設：②)
小規模多機能型居宅介護事業所	135.40㎡ (補助対象施設：③)
3階：認知症高齢者グループホーム	328.20㎡ (補助対象施設：②)

手順1：専有面積の確認

① デイサービスセンター	204.60㎡
② 認知症高齢者グループホーム	495.80㎡
③ 小規模多機能型居宅介護事業所	117.30㎡

④ 専有面積の合計 ①+②+③= 817.70㎡

手順2：共有部分の面積の確定

建物の総床面積 984.60㎡－専有部分の面積の合計 817.70㎡－

補助対象外部分（屋内駐車場）100.00㎡ = 共有部分の面積 66.90㎡

手順3：各補助対象施設にかかる共有面積の算出

② 認知症高齢者グループホーム

共有部分の面積 66.90㎡×（認知症高齢者グループホームの専有面積
495.80㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 40.56㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

共有部分の面積 66.90㎡×（小規模多機能型居宅介護事業所の専有面積
117.30㎡÷専有面積の合計 817.70㎡）= 9.60㎡

手順4：各補助対象施設にかかる補助対象面積の確定

② 認知症高齢者グループホーム

495.80㎡+40.56㎡=536.36㎡
小数点以下第一位を四捨五入し、536㎡

③ 小規模多機能型居宅介護事業所

117.30㎡+9.60㎡=126.90㎡
小数点以下第一位を四捨五入し、127㎡

■留意点

ア 複数の施設が併設されている場合、面積比によらず、単純に施設数で割って共有面積を算定することは認められない。

イ 会議室等の共有部分の設備の使用頻度や施設定員数で按分することも認められない。

ウ 按分を行わず、共有部分の全ての面積を補助対象として申請することも当然認められない。

エ 共有部分の面積が確認できなければ、事業者の判断で、専有部分のみで申請することは差し支えない。